

## 第3次日進市男女平等推進プランの概要

### <計画期間>

令和3（2021）年4月～令和13（2031）年3月の10年間  
ただし、中間時期には見直しを行う。

### <計画の位置づけ>

- 本市において男女平等を推進し、男女共同参画社会を実現していくための計画
- 日進市総合計画（第6次策定中）を上位に持ち、本市関連計画と整合性のある計画
- 男女共同参画基本法第十四条の3項及び日進市男女平等推進条例第十条に基づく計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第二条の3第3項に基づく計画（本プランの一部）
  - 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」  
第二条の3  
3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条の2に基づく計画（本プランの一部）
  - 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」  
第六条の2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### <計画の推進体制>

本市単独のみならず、様々な連携の中で、本計画を推進していく。

- 国・県・周辺自治体等との連携（制度活用・情報交換等）
- 関係諸団体との連携（情報交換・協働事業等）
- 市内連携(ジェンダー視点の確保・E S Dに基づくS D G s 推進体制の活用等)

指標を設定し、毎年度、審議会に報告を行い、進捗を管理する。

※第2次プランでは、体系内に推進体制を含めていたが、本プランでは別に記載していく。